

令和7年度 保育料（利用者負担額）

保育 3歳未満（令和7年4月1日時点の年齢）

			保育 標準時間				保育 短時間			
階層区分			ひとり親世帯等以外			ひとり親世帯等	ひとり親世帯等以外			ひとり親世帯等
			第1子・第2子	第3子以降			第1子・第2子	第3子以降		
0歳	1・2歳	0歳		1・2歳						
第1	生活保護世帯等		0	0		0	0	0		0
第2	市民税非課税世帯		0	0		0	0	0		0
第3	市民税 均等割のみ	半額	8,500	0		0	8,400	0		0
		基準額	17,000	0		8,000	16,800	0		7,900
第4	市民税所得割 48,600円未満	半額	9,700	0		0	9,600	0		0
		基準額	19,500	0		9,000	19,300	0		9,000
第5	48,600円以上 57,700円未満	半額	12,000	0		0	11,800	0		0
		基準額	24,000	0		9,000	23,600	0		9,000
第6	57,700円以上 65,000円未満	半額	12,200	3,000		0	12,000	3,000		0
		基準額	24,500	6,100		9,000	24,100	6,000		9,000
第7	65,000円以上 77,101円未満	半額	12,500	3,100		0	12,300	3,000		0
		基準額	25,000	6,200		9,000	24,600	6,100		9,000
第8	77,101円以上 97,000円未満	半額	12,700	3,100			12,500	3,100		
		基準額	25,500	6,300			25,100	6,200		
第9	97,000円以上 111,000円未満	半額	15,500	10,000			15,200	9,900		
		基準額	31,000	20,100			30,500	19,800		
第10	111,000円以上 125,000円未満	半額	17,700	11,500			17,500	11,300		
		基準額	35,500	23,000			35,000	22,700		
第11	125,000円以上 149,000円未満	半額	20,500	13,300			20,200	13,100		
		基準額	41,000	26,600			40,400	26,200		
第12	149,000円以上 169,000円未満	半額	20,700	13,400			20,400	13,200		
		基準額	41,500	26,900			40,900	26,500		
第13	169,000円以上 195,000円未満	半額	22,000	15,400			21,600	15,100		
		基準額	44,000	30,800			43,300	30,300		
第14	195,000円以上 219,000円未満	半額	22,200	15,500			21,900	15,300		
		基準額	44,500	31,100			43,800	30,600		
第15	219,000円以上 258,000円未満	半額	22,500	15,700			22,100	15,500		
		基準額	45,000	31,500			44,300	31,000		
第16	258,000円以上 301,000円未満	半額	23,500	16,400			23,100	16,200		
		基準額	47,000	32,900			46,300	32,400		
第17	301,000円以上 397,000円未満	半額	24,500	19,600			24,100	19,200		
		基準額	49,000	39,200			48,200	38,500		
第18	397,000円以上	半額	26,700	25,400	21,400		26,300	24,900	21,000	
		基準額	53,500	50,800	42,800		52,600	49,900	42,000	

◎階層区分と保育料について

【ひとり親世帯等】 ※ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

【ひとり親世帯等以外】

階層区分	取扱い
第1～第2	無料
第3～第5	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	(1) 小学校就学前子どもにおいて、兄弟が次の①～③のいずれかに該当する場合、第2子は半額、第3子以降は無料 ① 認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部・保育所・地域型保育・特例保育・企業主導型保育に在籍している ② 児童福祉法に規定する児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を受けている ③ 児童福祉法に規定する児童心理治療施設に通っている (2) 保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合「第3子以降」の保育料を適用 ※ (1)で無料になる場合を除く

◎保育料の算定について

(1) 父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
(2) 令和7年4月分～令和7年8月分の保育料は令和6年度の市民税額（定額減税反映後の額）から算定 令和7年9月分～令和8年3月分の保育料は令和7年度の市民税額から算定
(3) 市民税所得割の額は、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額